

12 少年非行

Q 7 6 「少年非行」とは、何ですか。

A 少年法という法律では、20歳に満たない人を「少年」と呼びます。「少年非行」とは、「少年」が法律などで決められた約束を破ることで

Q 7 7 少年非行では、どのようなものが多いのですか。



A 一番多いのは、「万引き」や、自転車、オートバイなど、他人の物を盗む「窃盗」です。最近では、先輩などから「お金や荷物を受け取ってくるだけでお金が稼げる。」と誘われ、「電話で詐欺」という「詐欺」の手伝いをしてしまう少年がいますが、これも「犯罪」です。

ほかにも、少年がたばこを吸ったり、お酒を飲んだりしてはいけません。それを破って、たばこやお酒に手を出したり、夜遅くに遊んで注意される少年もいます。

Q 7 8 「万引き」とは、どのようなことですか。

A 「万引き」とは、スーパーや文房具店、おかし屋さんなどで、お金を払わないで、品物をこっそり持って来ることです。

「万引き」はドロボウです。見つかってから返したり、お金を払ったりしても、盗んだことには変わりません。

もし、「万引き」をしている友達がいたら、勇気を出して注意したり、先生に相談したりして、もとの良い子に戻してあげましょう。



Q 7 9 非行を起こさないために、気を付けたほうが良いことは何ですか。

A 法律やルールをみなさん全員が守ることで、安心できる生活が送れます。そのためには、まずお家や学校のルールを守ることが大切です。また、何かに一生懸命取り組むことで、悪いことをしない心が育ちます。勉強でもスポーツでも、趣味のことで、夢中になれることを探してみましょう。警察署では『タッチヤング活動』という、柔道や剣道の教室を開いています。興味のある人は、お父さんやお母さんに相談して近くの警察署に連絡してください。

Q 8 0 「いじめ」って、悪いことなのですか。

A 学校などで、決まった人をみんなで無視したり、悪口を言ったり、いたずらしたり、殴ったり、蹴ったりすることは「いじめ」で悪いことです。犯罪になることもあります。いじめをしている人は、自分がされたらどんな気持ちになるのか考えて、そんな悪いことはやめましょう。また、友達がいじめをしていたら、勇気を出して注意したり、家族や先生に相談したりしましょう。

Q 8 1 自分の裸の画像を、SNSにのせたらいけないのですか。

A 18歳未満の子供の裸の画像など(動画や静止画)、「児童ポルノ」といって、SNSにのせたり、だれかに送ったりすると犯罪になります。また、一度インターネットにのってしまうと、全ての画像などを消すことはできません。誰かに頼まれたとしても、絶対に自分の裸の画像を撮ったり、送ったりしてはいけません。

Q 8 2 お友達や学校、家のことで困ったら、子供でも相談できますか。

A もちろん、相談できます。警察の相談窓口は、

- ① ヤング・テレホン 0120-783-497 (ナヤミ ヨクナル)
- ② 相談サポートコーナー 043-227-9110 (短縮ダイヤル#9110)
- ③ 近くの警察署

などがあります。

「お友達から意地悪される」「いじめられているお友達を助けてあげたい」とか、「お家の人が暴力を振るって困っている」などで、誰に相談して良いのか分からないこともあるかもしれません。そんなときは一人で悩まないで、警察に相談してください。私たち警察官がみなさんの力になります。